

九州教区予算委員会規則

第1条 予算委員会の構成は、九州教区規則第47条の規定による。

第2条 予算委員会の委員長には財務部委員長をあてる。

第3条 次の者は、職務上、予算委員会に出席することができる。

- (1) 教区総会議長
- (2) 伝道センターの会計を担当する委員
- (3) 教師部の会計を担当する委員
- (4) 教区事務所の主事および職員

第4条 予算委員会の業務は、概ね次の日程によって行なうものとする。

- (1) 次年度予算の規模、おもな新規事業計画等についての大綱の方針は、予算委員会で検討、作成したものを、11月の常置委員会の議に付する。
- (2) 予算委員会は、各部からの要求額、教区の収支予定額等を検討して査定を行ない、次年度通常会計の概算予算の原案を作成し、1月の常置委員会の議に付する。
- (3) 予算委員会は、前号によって決定した通常会計の概算予算と、教会互助特別会計等特別会計の予算案を総合整理して、教区の次年度歳入歳出予算案を作成する。
- (4) 予算委員会は、前号によって作成した予算案を、遅くとも、3月10日までに教区総会議長に提出し、3月の常置委員会の議に付する。
- (5) 予算委員長は、必要に応じ書面による予算委員会を開催することができる。

第5条 教会負担金の各教会割当額の決定は、概ね、次の順序で行なうものとする。

- (1) 予算委員会は、第4条1項の規定により、次年度予算の大綱の方針を作成するとき、次年度の教会負担金の概算額を定め、11月に開催される地区委員長会の意見を求める。
- (2) 予算委員会は、11月の常置委員会で大綱の方針が承認されたのち、別に定める教会負担金割当額計算法によって各教会の割当額を試算し、各地区委員長へ、地区別負担金試算額一覧表を送り、1月に開催される地区委員長会で、これについての意見を求める。
- (3) 地区委員長は、前号の各教会割当試算額について、当該地区の負担金合計額を変更しない限り、各教会間の融通によって、多少の修正を行なうことができる。この修正意見は、遅くとも、1月に開催される地区委員長会までに、予算委員会に申し出なければならない。
- (4) 予算委員会は、次年度予算案が3月の常置委員会で承認されたときは、前号による修正を加えた各教会の割当額を算出する。

第6条 教会負担金以外の負担金の割当額は、それぞれの教会負担金割当額を基準として、別に定める割当額計算法によって計算する。

第7条 予算委員会は、予算の更正または追加を行なう必要が生じたときは、収支予算案を作成し、常置委員会の承認を得なければならない。

第8条 本規則の改正は、常置委員会の議を経て行い、教区総会に報告するものとする。

付 則

この規則は1969年12月1日から施行する。

(1969年11月11日 常置委員会にて承認)

(1970年5月6日 教区総会にて承認)

(1979年5月4日 教区総会にて改正承認)

(1997年5月21日 教区総会にて改正承認)

(1999年5月5日 常置委員会にて改正承認)